

有明アーバンスポーツパーク整備運営事業要求水準書新旧対照表

1 【表紙】

新	旧
有明アーバンスポーツパーク整備運営事業 要求水準書令和4年8月 (令和4年10月修正版)	有明アーバンスポーツパーク整備運営事業 要求水準書 (案) 令和4年8月

2 【1～2ページ】(用語の定義)

新	旧
応募グループ 本事業に係る業務の実施を希望する参加企業から構成されるグループをいう。	応募グループ 本事業に係る業務の実施を希望する構成員等から構成されるグループをいう。
(削除)	協力企業 応募者及び構成員のいずれにも該当せず、また、SPCへの出資を行わず、事業者から要求水準書に記した業務の一部を受託する法人をいう。
構成企業 応募者又は応募グループを構成する法人であり、SPCへの出資を行う法人をいう。	構成員 応募者又は応募グループを構成する法人であり、SPCへの出資を行う法人をいう。
代表企業 参加企業のうち、提案書に代表企業として記載された法人をいう。	代表企業 構成員のうち、提案書に代表企業として記載された法人をいう。
募集要項 都が公表した本事業の事業者募集に係る募集要項をいう。	募集要項 都が今後公表する本事業の事業者募集に係る提案募集要項をいう。

3 【3ページ】はじめに

新	旧
「有明アーバンスポーツパーク整備運営事業要求水準書」は、本事業の基本的な業務について、都が要求するサービス水準の最低水準に係る都の考え方を示したものである。	この度取りまとめた「有明アーバンスポーツパーク整備運営事業要求水準書 (案)」は、本事業の基本的な業務について、都が要求するサービス水準の最低水準に係る現時点での都の考え方を示したものであり、本事業に意欲を有する民間事業者等より意見を聴取するため、これを公表する。

4 【11ページ】第2 本施設の概要 2 施設内容 (1)計画地 指定建蔽率

新	旧
・60% ※ただし、当事業計画地は、有明親水海浜公園の一部となるため、東京都海上公園条例施行規則(昭和50年東京都規則第242号)第6条に定める建築物の規模等に基づき、建蔽率7%が適用され、想定される多目的施設の建築面積の上限は4,800㎡とする。	・60% ※ただし、当事業計画地は、有明親水海浜公園の一部となるため、東京都海上公園条例施行規則(昭和50年東京都規則第242号)第6条に定める建築物の規模等に基づき、建蔽率7%が適用され、想定される多目的施設の建築面積の上限は約4,800㎡とする予定

5 【13ページ】第2 本施設の概要 2 施設内容 (2)アーバンスポーツ施設及び管理施設  
ア アーバンスポーツ施設

新	旧
屋内ボルダリング棟 延床面積約956㎡	屋内ボルダリング棟 延床面積約856㎡

6 【18ページ】第3 設計業務に関する要求水準 2 設計業務の要求水準 (1)アーバンスポーツ施設及び管理施設の改修設計業務

新	旧
ただし、大会レガシーゾーン駐車場隣接地の芝地を撤去し、駐車場と転ずることはこの限りではない。 <b>その場合も、江東区みどりの条例を満たす緑化面積を維持すること。</b>	ただし、大会レガシーゾーン駐車場隣接地の芝地を撤去し、駐車場と転ずることはこの限りではない。

7 【19 ページ】第3 設計業務に関する要求水準 2 設計業務の要求水準 (2) 基盤施設の設計業務

新	旧
詳細は、 <b>事業契約</b> において示す。	詳細は、 <b>募集要項等</b> において示す。

8 【19 ページ】第3 設計業務に関する要求水準 2 設計業務の要求水準 (3) 多目的施設の設計業務  
イ 整備可能面積

新	旧
アーバンスポーツ施設と多目的施設を含めた本施設の建築面積の上限は、6,000㎡とし、多目的施設の建築面積は上限を4,800㎡とする。	アーバンスポーツ施設と多目的施設を含めた本施設の建築面積の上限は、6,000㎡とし、多目的施設の建築面積は上限を <b>約</b> 4,800㎡とする。

9 【39 ページ】第8 運營業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (6) 安全対策業務

新	旧
スケートボード施設において、インラインスケートやBMX等の利用を <b>行う</b> 場合は、時間を区切る等工夫して安全に利用できるようにすること。	スケートボード施設において、インラインスケートやBMX等の利用を <b>認める</b> 場合は、時間を区切る等工夫して安全に利用できるようにすること。

10 【43 ページ】第10 実施体制に関する要求水準 2 統括管理責任者の及び業務責任者の配置  
(1) 統括管理責任者の配置

新	旧
・ <b>代表企業から直接雇用されている者</b>	—
統括管理責任者の下に、近隣対応責任者を配置するものとし、近隣住民からの相談等に対し、一元的かつ速やかに対応すること。当該責任者は、統括管理責任者が兼ねることができる。 <b>近隣対応責任者は、代表企業又は運営企業から直接雇用されている者</b> とすること。	統括管理責任者の下に、近隣対応責任者を配置するものとし、近隣住民からの相談等に対し、一元的かつ速やかに対応すること。当該責任者は、統括管理責任者が兼ねることができる。

11 【43 ページ】第10 実施体制に関する要求水準 2 統括管理責任者の及び業務責任者の配置  
(2) 業務責任者の配置

新	旧
・ <b>各業務を担当する構成企業又は協力企業から直接雇用されている者</b>	—

12 【54 ページ】付属資料

新	旧
※守秘義務対象資料は、守秘義務の遵守に関する誓約書及び守秘義務対象資料 <b>交付申込書</b> の提出者のみに開示します。	※守秘義務対象資料は、守秘義務の遵守に関する誓約書及び守秘義務対象資料の <b>提供依頼書</b> の提出者のみに開示します。

13 【付属資料1 4ページ】2 各種基準等 (5)工事関係

新	旧
(削除)	・建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル（東京都）

14 【付属資料1 5ページ】2 各種基準等 (8)その他

新	旧
(削除)	・建設局監督基準（東京都） ・建設局材料検査実基準（東京都）

※目次、レイアウト、フォント及び誤字脱字の修正・変更等、実質的な内容変更を伴わないものは除く。